

■自己資本充実の状況

◆自己資本の構成に関する事項 本紙の24・25ページ(自己資本の状況)を参照願います。

◆自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	86,880	3,475	78,074	3,122
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	73,962	2,958	69,160	2,766
ソブリン向け	1,263	50	1,133	45
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,365	494	9,645	385
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,563	62	1,664	66
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	24,330	973	26,491	1,059
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,283	171	4,916	196
トランザクター向け	242	9	226	9
不動産関連向け	9,630	385	9,097	363
自己居住用不動産等向け	4,977	199	4,816	192
賃貸用不動産向け	3,057	122	2,845	113
事業用不動産関連向け	1,503	60	1,349	53
その他不動産関連向け	91	3	86	3
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,807	192	4,003	160
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,742	69	1,679	67
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	411	16	348	13
取立未済手形	6	0	4	0
信用保証協会等による保証付	684	27	931	37
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0	0	0	0
株式等	18	0	15	0
上記以外	14,416	576	10,892	435
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,248	329	5,998	239
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,057	42	1,057	42
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	767	30	654	26
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	301	12	—	—
上記以外のエクスポージャー	4,041	161	3,182	127
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,735	509	8,873	354
リスク・スルー方式	12,735	509	8,873	354
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
ファールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	178	7	36	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	3	0
ロ.オペレーショナルリスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	3,289	131	3,523	140
BI	2,193		2,348	
BIC	263		281	
ハ.単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	90,169	3,606	81,597	3,263

〈次頁へ続く〉

注

1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

◆信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	令和 6 年度				令和 7 年度			
		信用リスクエクスポージャー期末残高			延滞 エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高			延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券		
国 内		212,963	85,952	52,038	5,214	189,383	88,895	52,018	4,919
国 外		18,109	—	18,109	—	13,199	—	13,199	—
地域別合計		231,072	85,952	70,147	5,214	202,583	88,895	65,217	4,919
製造業		14,513	6,327	8,185	596	15,142	6,656	8,484	546
農業・林業		447	447	—	59	459	459	—	59
漁 業		582	582	—	28	558	558	—	35
鉱業、採石業、砂利採取業		117	20	97	20	118	20	98	20
建設業		11,805	10,363	1,442	1,475	12,621	11,277	1,344	1,261
電気・ガス・熱供給・水道業		6,151	751	5,400	—	5,900	700	5,200	—
情報通信業		2,199	210	1,899	—	2,122	272	1,799	—
運輸業、郵便業		3,796	2,600	1,196	338	3,933	2,535	1,397	501
卸売業、小売業		10,635	6,438	4,196	547	10,546	6,748	3,797	449
金融業、保険業		78,257	17,876	17,981	27	62,291	18,977	18,383	27
不動産業		9,503	5,610	3,892	714	8,974	5,884	3,089	594
物品賃貸業		33	33	—	—	28	28	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		409	409	—	35	542	542	—	61
宿泊業		77	77	—	—	72	72	—	—
飲食業		1,108	1,108	—	190	1,175	1,175	—	179
生活関連サービス業、娯楽業		936	936	—	28	1,073	1,073	—	25
教育、学習支援業		423	423	—	6	385	385	—	49
医療、福祉		1,391	1,391	—	152	1,350	1,350	—	180
その他のサービス		2,534	2,525	—	190	2,734	2,726	—	179
国・地方公共団体等		27,471	10,425	17,045	—	28,155	10,932	17,223	—
個 人		17,391	17,391	—	801	16,516	16,516	—	747
その他		41,284	—	8,809	—	27,881	—	4,399	—
業種別合計		231,072	85,952	70,147	5,214	202,583	88,895	65,217	4,919
1年以下		43,477	10,192	4,452		23,269	14,950	4,731	
1年超3年以下		25,520	9,098	11,660		30,262	5,914	13,415	
3年超5年以下		23,545	6,131	15,313		30,590	10,060	18,599	
5年超7年以下		22,401	13,373	8,628		16,973	9,972	7,000	
7年超10年以下		21,255	17,117	3,638		20,018	18,154	1,364	
10年超		57,529	29,384	17,645		55,405	29,198	15,706	
期間の定めのないもの		37,341	654	8,809		26,064	644	4,399	
残存期間別合計		231,072	85,952	70,147		202,583	88,895	65,217	

注

1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本紙の41ページ（貸倒引当金の内訳）を参照願います。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	127	119	△ 21	△ 7	3	—
農業・林業	47	49	△ 1	1	—	—
漁業	1	1	△ 0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	19	19	—	—	—	—
建設業	266	256	43	△ 9	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	7	4	5	△ 3	—	—
卸売業、小売業	73	56	31	△ 17	—	—
金融業、保険業	25	25	△ 0	0	—	—
不動産業	110	82	13	△ 28	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	17	13	△ 1	△ 4	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	4	0	△ 1	—	—
教育、学習支援業	4	4	4	0	—	—
医療、福祉	86	81	△ 6	△ 5	—	—
その他のサービス	12	8	12	△ 4	—	10
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	59	53	△ 12	△ 5	—	—
合 計	867	780	69	△ 86	3	10

注 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、％）

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額及び与信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額及び与信 相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	138,524	2,260	10.000	138,728	128,345	2,155	10.000	128,538
40%～70%	24,247	8,974	10.000	24,706	22,471	8,606	10.000	22,896
75%	6,315	3,014	11.000	6,240	7,083	2,722	11.000	6,940
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	8,902	1,700	30.000	8,985	10,566	1,362	30.000	10,330
90%～100%	13,993	2,116	20.000	14,201	9,487	2,375	20.000	9,712
105%～130%	3,119	—	—	3,115	2,645	—	—	2,640
150%	1,219	53	10.000	1,181	1,001	55	10.000	973
250%	3,299	—	—	3,299	2,399	—	—	2,399
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	199,621	18,120	—	200,457	184,001	17,277	—	184,432

注 1.「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度																															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計
現金	2,899	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,899
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,370
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	17,576	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17,576
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	400
我が国の政府関係機関向け	－	12,231	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12,231
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	39,733	－	－	17,422	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,000	64,155
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	7,819	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,819
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	－	－	－	11,476	－	－	－	－	－	1,000	－	－	15,263	－	－	－	1,200	1,399	－	9,001	－	－	4,061	－	－	－	500	－	－	－	－	43,901
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627	－	－	－	－	5,662	－	－	－	－	918	－	－	－	－	500	－	－	－	－	－	7,209
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	627
不動産関連向け	－	－	－	1,024	702	2,478	－	526	－	1,343	－	488	1,814	－	605	1	6,853	683	－	－	124	－	－	1,727	855	32	－	64	－	－	－	19,326
自己居住用不動産等向け	－	－	－	1,024	702	1,891	－	－	－	1,343	－	－	1,814	－	－	1	6,399	160	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,338
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	586	－	526	－	－	－	488	－	－	453	－	523	－	－	－	－	1,727	－	－	－	－	－	－	－	－	4,305	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	454	－	－	－	124	－	－	－	855	32	－	64	－	－	－	－	1,530	
その他の不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	152	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	152	
A D C 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,807	－	－	4,807	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	179	－	－	－	－	－	－	－	－	－	267	－	－	－	－	972	－	－	－	1,418	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	575	－	－	－	－	－	－	－	－	575	
取立未済手形	32	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32	
信用保証協会等による保証付	6,964	6,844	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13,808	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	－	－	－	－	－	－	－	－	16	
合 計	71,575	19,480	－	29,923	702	2,478	－	526	－	2,343	－	1,115	17,256	－	605	1	8,053	7,745	－	9,001	124	－	5,839	1,727	855	32	500	1,036	4,807	－	7,000	192,733

(単位：百万円)

	令和7年度																																
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合 計	
現金	2,067	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,067
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,373	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,373
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	18,853	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18,853
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	400
我が国の政府関係機関向け	－	10,932	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,932
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	42,594	－	－	－	－	－	300	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,000	49,894	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	8,322	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8,322
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	13,377	－	－	－	－	－	1,000	－	－	13,571	－	－	－	1,200	1,999	－	10,330	－	－	4,415	－	－	－	－	－	－	－	－	－	45,894
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	2,194	－	－	－	－	－	－	435	－	－	－	－	－	4,643	－	－	－	－	348	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,622
トラザクター向け	－	－	－	151	－	－	－	－	－	－	435	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	587
不動産関連向け	－	－	－	6,363	228	1,468	－	409	－	649	－	448	525	－	577	7	4,000	297	－	－	203	－	－	1,843	767	28	－	59	－	－	－	－	17,879
自己居住用不動産等向け	－	－	－	6,363	228	857	－	－	－	649	－	－	525	－	－	7	3,714	136	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12,482
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	611	－	409	－	－	－	448	－	－	433	－	－	161	－	－	－	－	－	1,843	－	－	－	－	－	－	－	－	3,907
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	285	－	－	－	203	－	－	－	767	28	－	59	－	－	－	－	－	1,344
その他の不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	143	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	143
A D C向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,003	－	－	－	4,003	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	79	－	－	－	－	－	－	－	181	－	－	－	－	－	－	－	－	－	190	－	－	－	－	913	－	－	－	－	1,365	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	238	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	300	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	539
取立未済手形	－	－	－	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22
信用保証協会等による保証付	4,913	9,311	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14,225
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15
合 計	30,208	20,649	－	64,870	228	1,468	－	409	－	1,949	－	883	14,278	－	577	7	5,200	6,940	－	10,330	203	－	5,271	1,843	767	28	－	4,977	－	－	7,000	178,095	

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,899	—	2,899	—	—	—	2,067	—	2,067	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,370	—	4,370	—	—	—	4,373	—	4,373	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	17,576	—	17,576	—	—	—	18,853	—	18,853	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	400	—	400	—	40	10	400	—	400	—	40	10
我が国の政府関係機関向け	12,231	0	12,231	—	1,223	10	10,932	0	10,932	—	1,093	10
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	64,155	—	64,155	—	12,365	19	49,894	—	49,894	—	9,645	19
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,819	—	7,819	—	1,563	20	8,322	—	8,322	—	1,664	20
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	43,590	3,577	43,045	806	24,330	55	46,399	3,508	45,657	736	26,491	57
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,611	14,367	6,239	969	4,283	59	7,120	13,644	6,710	912	4,916	64
トランザクター向け	—	10,527	—	627	242	39	—	10,081	—	587	226	38
不動産関連向け	19,369	—	19,326	—	9,630	50	17,924	—	17,879	—	9,097	50
自己居住用不動産等向け	13,358	—	13,338	—	4,977	37	12,506	—	12,482	—	4,816	38
賃貸用不動産向け	4,315	—	4,305	—	3,057	71	3,919	—	3,907	—	2,845	72
事業用不動産関連向け	1,538	—	1,530	—	1,503	98	1,354	—	1,344	—	1,349	100
その他不動産関連向け	156	—	152	—	91	60	143	—	143	—	86	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	4,807	—	4,807	—	4,807	100	4,003	—	4,003	—	4,003	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,448	115	1,405	13	1,742	123	1,387	117	1,352	13	1,679	122
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	575	—	575	—	411	72	539	—	539	—	348	64
取立未済手形	32	—	32	—	6	20	22	—	22	—	4	20
信用保証協会等による保証付	13,807	8	13,807	0	684	5	14,224	7	14,224	0	931	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	—	4	—	0	11	4	—	4	—	0	11
株式等	16	3	16	3	18	90	15	—	15	—	15	100
合 計					59,545						58,268	

- 注 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

◆信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	令和 6 年度			令和 7 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	768	8,748	—	728	8,569	—

注 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は該当ございません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は該当ございません。

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,068	2,068	2,283	2,283
非上場株式等	1,073	1,073	1,073	1,073
合 計	3,141	3,141	3,356	3,356

注 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。
2. 上場株式等には「投資信託」が令和6年度2,068百万円、令和7年度2,283百万円が含まれております。
3. 非上場株式等には「非上場株式」の他、「信金中金出資金」、「その他出資金」および「その他の証券」が含まれております。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	—	—
売却損	6	0
償 却	—	—

注 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	△ 46	171

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	—	—

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,735	9,153
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

◆金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,880	6,168	426	330
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 405	△ 195
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,880	6,168	426	330
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,206		28,622	

注 1.(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■自己資本充実の状況（連結）

単体と同様のため、省略しております。

金庫と子会社

◎信用金庫グループの主要な事業の内容

当金庫グループは、当金庫、子会社石信ビジネスサービス株式会社で構成され、信用金庫業務を中心に、事務処理の受託業務、周辺業務の受託業務などを行っております。

◎事業の概況

当金庫の子会社は、当金庫から主要な業務の一部について従属業務を委託している会社で、当金庫からの業務委託料が売上のすべてを占めております。

◎当金庫グループの組織の構成



◎連結基準における指標について

当金庫では、子会社は当信用金庫グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は掲載しておりません。

なお、資産基準、経常収益基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は下記のとおりであります。

なお、連結自己資本比率は、13.77%であります。

◎子会社の状況

- ◎名 称／石信ビジネスサービス株式会社
- ◎住 所／石巻市中央三丁目6番21号
TEL.0225－98－4211
- ◎資本金／1,000万円
- ◎事業の内容／事務処理の受託業務
動・不動産の保守管理業務
- ◎設立年月日／昭和60年10月22日
- ◎当金庫議決権比率／100%

記 下記算式において、当金庫と子会社間の債権債務及び相互の取引による収益・費用は相殺消去しておりません。

$$\begin{aligned}
 \text{資 産 基 準} &= \frac{\text{子会社の総資産額の合計額}}{\text{当金庫の総資産額}} = \frac{33 \text{ 百万円}}{187,353 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.017\% \\
 \text{経 常 収 益 基 準} &= \frac{\text{子会社の経常収益の合計額}}{\text{当金庫の経常収益}} = \frac{9 \text{ 百万円}}{2,884 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.337\% \\
 \text{利 益 基 準} &= \frac{\text{子会社の当期利益の額のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の当期純利益}} = \frac{0 \text{ 百万円}}{712 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.072\% \\
 \text{利益剰余金基準} &= \frac{\text{子会社の利益剰余金のうち持分の合計額}}{\text{当金庫の利益剰余金}} = \frac{23 \text{ 百万円}}{10,893 \text{ 百万円}} \times 100 = 0.213\%
 \end{aligned}$$

以上